

令和 2 年 6 月吉日

農家の皆様へ

水田への取水についての協力依頼

(早魃当による渇水時は別途協議する。)

滝区農業会議

目的

1. 用水の奪い合いは湛水時間のロスと農家相互の不信感を生む恐れなどがあるので、これの解消のため。
2. 用水の効率的利用と用水路末端等水かかりの悪い水田へも、湛水に支障のないように公平な灌漑を行うため。
3. 社会の変革で次第に希簿になっていく農家相互の絆を深めるための一助とする。

1. 溜池の放水

- ① 放水は樋守に一任する。
- ② 三堀池、坂川池は、原則として、放水時間を 7 時から 18 時までとする。
(奥池かかりは受益者、灌漑面積とも少ないので、水利担当と受益者で別途相談して取水慣習を決める。)
- ③ 広岡地区への送水は、概ね 3 日間の内 1 日とする。広岡地区への送水中は分岐箇所はその表示をする。その時は、原則として途中の分岐での取水は控える。
石之脇分岐の装填した分岐は 1 部残し調整する
「三堀池、坂川池の放水予定表」(別紙)を参考にすること。

2. 水田への取水の留意点(ただし、除草の薬剤処理完了以後で通常の水管理時期)

- ① 上流から順次受益者の責任で隣接の受水者と可能な限り連絡をとり協力して取水をする。
- ② 用水路の水量が少ない場合は自分の管理する水田の湛水完了時には水路の堰をしていた板、土嚢、石、ブロック等は撤去し、下流の水田の効率的な取水に協力する。
- ③ 湛水の完了した受益者は、できるだけ次の田の受水予定者へ連絡するようにする。
- ④ 取水される場合は、特に漏水の多い水田等特殊な事情がある以外はかけ流し湛水は控える。
- ⑤ 余水(たれ水)が十分あれば、随時取水するのは構わない。
- ⑥ 水量の十分でない時は、水路の分岐箇所での交互配水を行い、お互いに効率的灌漑に協力する。交互配水は水利担当者がその方法を決めて行き、受益者は協力する。